

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】2026年6月1日現在

～2026年5月31日

2026年6月1日～

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記

1～2 (略)

3 VoIP協定事業者

(1) (略)

(2) 電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの

楽天モバイル株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

中部テレコミュニケーション株式会社

株式会社オプテージ

株式会社トークネット

アルテリア・ネットワークス株式会社

株式会社STNet

ZIP Telecom株式会社

株式会社QTnet

株式会社NTTドコモ

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記

1～2 (略)

3 VoIP協定事業者

(1) (略)

(2) 電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの

楽天モバイル株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

中部テレコミュニケーション株式会社

株式会社オプテージ

株式会社トークネット

アルテリア・ネットワークス株式会社

株式会社STNet

ZIP Telecom株式会社

株式会社QTnet

株式会社NTTドコモ

株式会社エネコム  
 Coltテクノロジーサービス株式会社  
 株式会社アイ・ピー・エス・プロ  
 株式会社コムスクエア  
[株式会社ハイスタンダード](#)  
 フリービット株式会社  
 株式会社メディアアドベンチャー

株式会社エネコム  
 Coltテクノロジーサービス株式会社  
 株式会社アイ・ピー・エス・プロ  
 株式会社コムスクエア  
  
 フリービット株式会社  
 株式会社メディアアドベンチャー

4～16 (略)

4～16 (略)

17 IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

17 IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (略)

(4) その他

(4) その他

ア (略)

ア (略)

イ 加入電話等設備に係るもの

イ 加入電話等設備に係るもの

(ア) 削除

(ア) 削除

(イ) 特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの

(イ) 特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	電話サービス契約	電気通信サービス役務契約書
<a href="#">株式会社ハイスタンダード</a>	<a href="#">電話サービス契約</a>	<a href="#">ハイスタンダード 電話サービス約款</a>

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	電話サービス契約	電気通信サービス役務契約書

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 108 479 225">大江戸テレコム株式会 社</td> <td data-bbox="479 108 777 225">電話サービス契約</td> <td data-bbox="777 108 1075 225">電話サービス約款</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="181 225 1075 464">備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとしします。</td> </tr> </table> <p data-bbox="181 464 1075 523">(ウ)~(工) (略)</p>	大江戸テレコム株式会 社	電話サービス契約	電話サービス約款	備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとしします。			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 108 1516 225">大江戸テレコム株式会 社</td> <td data-bbox="1516 108 1814 225">電話サービス契約</td> <td data-bbox="1814 108 2112 225">電話サービス約款</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1218 225 2112 464">備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとしします。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1218 464 2112 523">(ウ)~(工) (略)</p>	大江戸テレコム株式会 社	電話サービス契約	電話サービス約款	備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとしします。		
大江戸テレコム株式会 社	電話サービス契約	電話サービス約款											
備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとしします。													
大江戸テレコム株式会 社	電話サービス契約	電話サービス約款											
備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとしします。													
ウ~ケ (略)	ウ~ケ (略)												
18 (略)	18 (略)												
	<p data-bbox="1144 655 1928 687"><u>附 則（令和8年5月27日 C A S 1 第000400011178-01号）</u></p> <p data-bbox="1144 715 1290 746"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1144 774 1827 805"><u>1 この改正規定は、令和8年6月1日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1144 833 1290 865"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1144 892 2152 987"><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1144 1015 2152 1110"><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>												